

# 県立特別支援学校における教育環境整備方針

## I 方針策定の趣旨

「兵庫県特別支援教育第三次推進計画（H31～R5）」に基づき、これまで「地域の実情に応じた特別支援学校の整備（特別支援学校の狭隘化への対応等）を推進」



特別支援教育を取り巻く社会情勢が近年著しく変化  
教育環境改善のため、国が特別支援学校の設置基準を制定（R3.9月）

共生社会を見据え教育の実効性を高めるため、計画的な教育環境整備に資する本方針を策定

### 本県のめざす特別支援学校

- 児童生徒の多様な教育的ニーズを踏まえ、一人一人の可能性を伸ばす学校
- 安全・安心で、ユニバーサルデザインに配慮した生活・学習空間を備えた学校
- 切れ目ない支援を関係機関等と協働する学校（特別支援学校のセンター的機能を発揮）

### 【参考】特別支援教育の目的（学校教育法第72条）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う教育を行う。

### 【障害種別ごとの教育と施設・設備】

種別	本県がめざす教育	配慮すべき施設・設備
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聴覚、触覚及び保有する視覚を十分に活用して、事物・事象や動作と言葉を結びつけることで、的確な概念形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにし、思考力や判断力等を育成する教育</li> <li>○場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学びを展開する教育</li> <li>○障害の状態に応じて点字等を習熟させるとともに、視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等の活用を通して、主体的な学びを促す教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○十分な明るさの確保、わかりやすい目印、手すり等、活動や移動に支障がない校内環境整備</li> <li>○ブラインドやカーテン、拡大読書器等見えやすい環境の整備</li> <li>○避難経路に目印や照明を設置等</li> </ul>

聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての確かな言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力や判断力等を育成する教育</li> <li>○児童生徒の聴覚障害の状態に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、話し合いなどを積極的に取り入れ、的確な意思の伝達を育てるとともに、補聴器や人工内耳等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動を展開する教育</li> <li>○視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器等を有効に活用し、指導効果を高める教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教室内の字幕放送受信システム等音声情報を視覚的に受容することができる校内環境整備</li> <li>○防音環境のある指導室や絨毯等の確保、行事における進行等の文字表示等、聞こえにくさに応じた環境や情報の整備</li> <li>○緊急情報を視覚的に受容する設備の設置 等</li> </ul>
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実生活に即した具体的な活動を学習活動の中心に据え、継続的、段階的な指導と一貫性のある関わりにより、主体的な活動を促し、充実感や達成感を得られる教育</li> <li>○望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活、職業生活に生きて働く知識及び技能、習慣、課題を解決しようとする思考力や判断力、豊かな人間性を育む教育</li> <li>○興味や関心、得意な面や発達等に注目するとともに、コンピュータ等の情報機器等を効果的に活用し、児童生徒のもつ能力や可能性を引き出す教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動線や目的の場所が視覚的に理解できるように、校内環境整備</li> <li>○危険予知力の不足がみられることから安全性を確保した校内環境整備、生活体験を主とした活動を可能にする場の確保</li> <li>○災害等発生後の簡潔な動線、わかりやすい設備の配置 等</li> </ul>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童生徒の障害の状態や発達段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成を図る教育</li> <li>○身体の動きや認知特性等に応じて、各教科の指導内容や方法等を工夫するとともに、自立活動の時間における指導と密接に関連させ、学習効果を一層高める教育</li> <li>○身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具等を工夫したり、コンピュータ等の情報機器等を有効に活用したりして、指導効果を高める教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教室配置の工夫や施設設備の改修（段差解消、スロープ、手すり、開き戸、エレベーター等）</li> <li>○レバー式水栓等、上下肢の動きの制約に対する施設設備の工夫、姿勢変換スペース等、車いす等で移動しやすい空間の確保</li> <li>○避難経路の確保、災害時発生後の必要な物品準備 等</li> </ul>
病弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な学習に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図り、効果的な学習活動を展開する教育</li> <li>○健康状態の維持や管理、改善に関する指導等、自立活動における指導との関連を保ち、自己理解を深めながら学びに向かう力を高める教育</li> <li>○病気の状態や学習環境に応じて、コンピュータ等の情報機器等を活用したり、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れたりして、体験的な活動を通して、思考力、判断力、表現力等の育成を図る教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自ら医療上の処置を必要とする場合等に対応できる場の確保</li> <li>○紫外線カットフィルム、落ち着ける空間の確保等、健康状態等の維持等を考慮した施設設備備</li> <li>○迅速に避難できない児童生徒の避難経路の確保、災害発生後の薬や非常電源の確保、長時間の停電に備え手動で使える機器等の整備等</li> </ul>

## 【共通して対応すべき事項】

項 目	めざす方向
<p>① スクールバス及び寄宿舍</p> <p>○自力通学のほかスクールバス運行により通学利便性を確保</p> <p>○通学困難な児童生徒には、寄宿舍を設置し、専門的な教育を確保 一方で近年、寄宿舍の入舎児童生徒数は減少傾向 今後の動向を注視</p> <p>② 障害者スポーツ関連の対応</p> <p>○特別支援学校バリアフリー化の状況（体育館出入口バリアフリー改修 屋外多目的トイレ、スロープ改修等） （H27以降の整備率 81.5%）</p> <p>③ 災害時の対応</p> <p>【県立特支校の避難所指定】 指定避難所 6校 福祉避難所 9校</p> <p>④ 施設老朽化への対応</p> <p>○施設築年数を考慮した長寿命化、特別教室への空調整備及びトイレの洋式化等について、計画的に対応</p>	<p>○長距離通学の改善・解消を図るため、スクールバスの車種、台数、運行経路等を毎年度工夫改善</p> <p>○複数障害種別校等への整備にあたっては、寄宿舍の再編も含めて検討</p> <p>○特別支援学校を地域の障害者スポーツ推進拠点として、ユニバーサルに配慮し、整備率を向上</p> <p>○地元市町からの要請に応じ、避難所整備や備蓄、非常電源等を確保</p> <p>○安全・安心な教育環境整備の推進のため、「県立学校施設管理計画」（H28策定）に基づき老朽化対策を実施。</p> <p>○引き続き、優先順位や緊急性等を考慮し、計画に沿って整備・充実</p> <p>【整備区分】 躯体・外壁等改修 特別教室への空調導入 トイレ改修（洋式化）、内装改修等</p>

**Ⅱ 本県の現状**

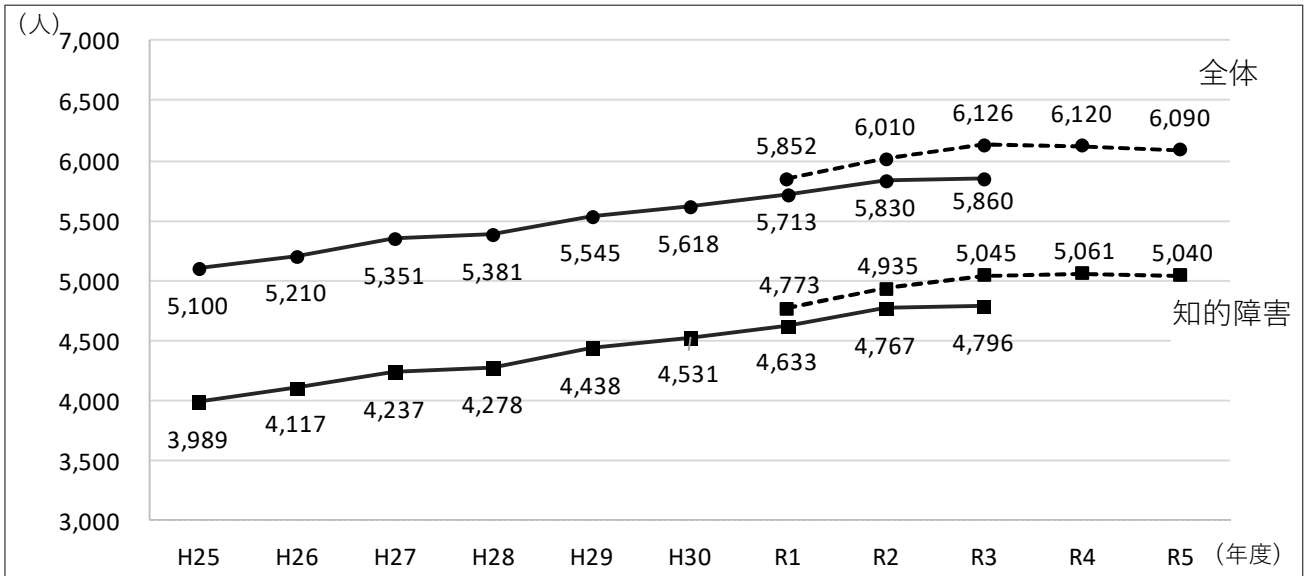
1 児童生徒数の推移と推計

【公立特別支援学校児童生徒数の推移と推計】

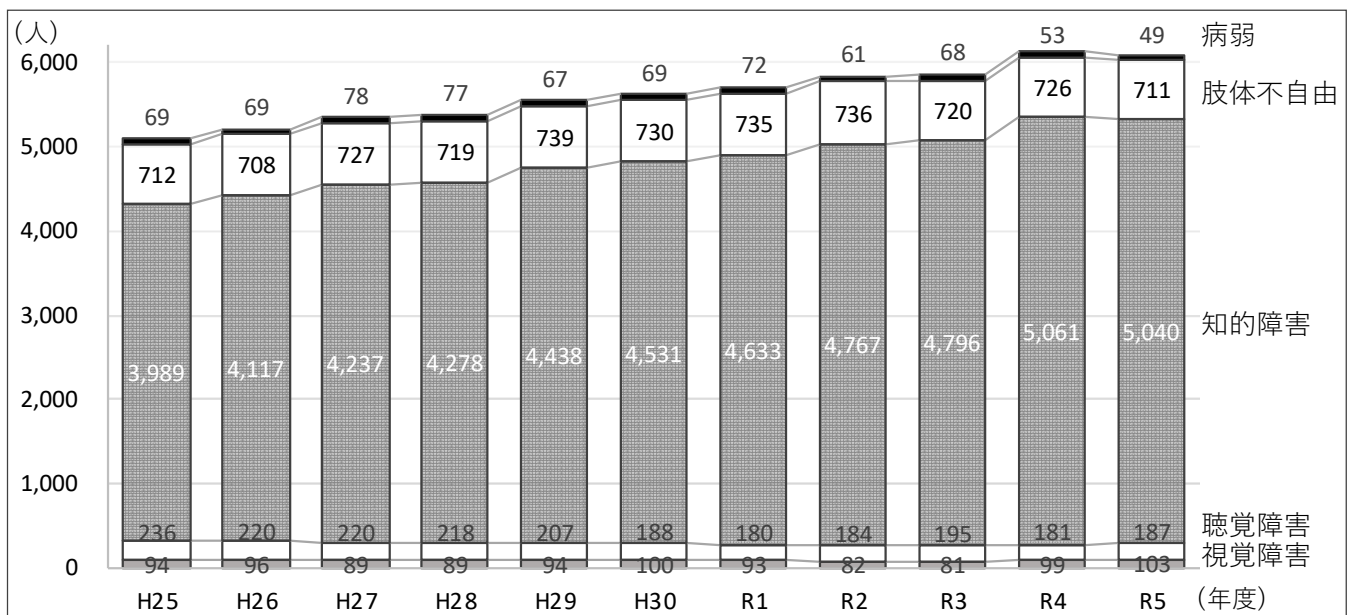
⇒ 知的障害：今後も増加傾向

知的以外の種別：横ばい又は減少

【児童生徒数の推移と推計（全体と知的障害）】（H25～R3 実績値、R1～R5 推計値）



【児童生徒数の推移と推計（障害種別内訳）】（H25～R3 実績値、R4～R5 推計値）



## 2 学校の規模と配置の考え方

### 【規模】

- 児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら自立と社会参加をめざした教育活動が展開できるよう、障害部門、学部、学年で同一障害等の**学習集団**（学級として成立する規模）が**確保できる規模**
- 児童生徒一人一人の障害の状態に応じ、多様な教育課程を確保するため、**教職員の経験年数や専門性等を考慮し、バランスのとれた配置により円滑な学校運営ができる規模**

### 【配置】

- 県内どの市町に居住しても、次のような対策を講じながら、障害種別に応じた教育を受けられるよう配置
  - ・スクールバスの運行や寄宿舎の設置などにより、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるよう配置  
（※スクールバスの乗車時間は、概ね 90 分以内が目安）
  - ・地域の特別支援教育のセンター的機能の充実を図るとともに、障害種別の異なる学校間の連携を強め、専門性を相互に活かし合える配置

## Ⅲ 今後の教育環境整備の方向

### 1 基本的対応方針

#### (1)教育環境整備の考え方

- 多様な教育的ニーズに対応した**実効性のある教育が実現できるよう**、国の「特別支援学校設置基準」や「特別支援学校施設整備指針」の趣旨を踏まえた**教育環境を確保**
- 共生社会の実現のため、**関係機関との連携や地域住民との交流等に配慮して整備**

#### (2)教室不足等、学校狭隘化への対応

##### ○整備の進め方

特別教室を転用するなど、教育活動に著しい影響を及ぼすことになった場合は、増築等を検討する。

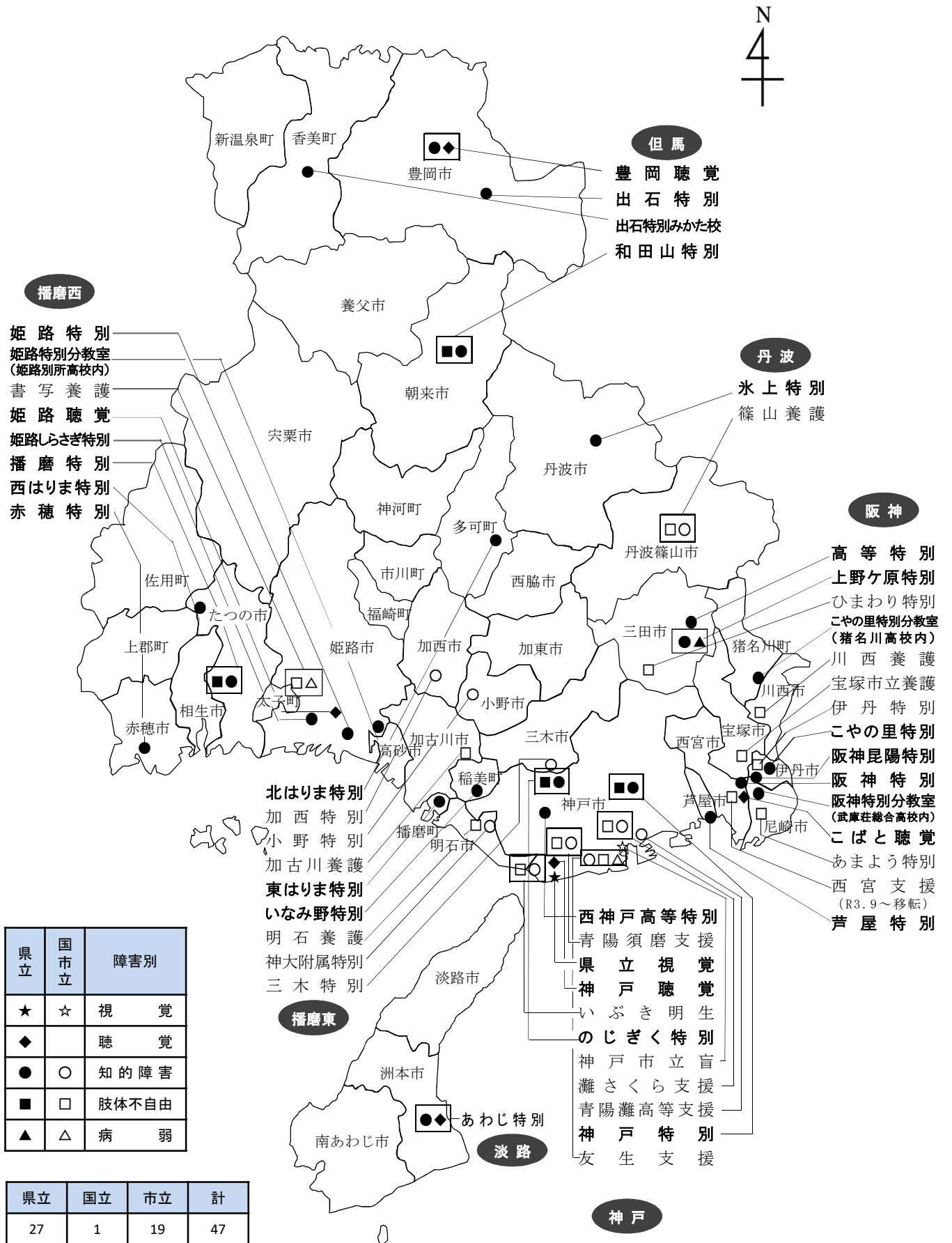
- 整備にあたっては、複数障害種別校への再編等による教育環境改善の可能性も含めて検討する。

### 2 対応期間

国の特別支援学校教室不足解消の「集中取組期間」（R2～6）を踏まえ、優先順位を考慮して教育環境の整備を図る。

社会の変化や国の動向など状況変化を踏まえ、今後必要に応じて見直す。

# 【参考】県内特別支援学校配置図(令和3年度)



## 3 障害種別ごとの本県の教育における現状と課題、取組の方向

障害種別	県立校数	在籍者数	現状	課題等	取組の方向
視覚	1校	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全県の視覚障害教育を担う（センター的機能を含む）</li> <li>・広域な通学区域、寄宿舎設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人に応じた教育や地域支援のニーズにも対応できる教員の専門性の確保</li> <li>・校舎及び寄宿舎の老朽化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的な見直しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流</li> <li>・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討</li> </ul>
聴覚	5校	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の難聴学級増加</li> <li>・全体的には減少傾向だが、重複障害のある児童生徒は増加傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【難聴児支援のあり方検討会議意見への対応】</li> <li>・早期支援の充実ため、聴覚障害教育の中核となるセンター的機能の強化</li> <li>・適正な学習集団の確保</li> <li>・障害の重度・重複化、多様化に対応した指導ができる教職員の育成、研修の機会や場の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚特別支援学校の聴覚支援センター活用の充実 →保健医療福祉と連携したワンストップ支援体制 関係機関との連携を強化（外部人材）</li> <li>◎むこがわ特別の整備 (阪神地域の聴覚障害教育の拠点校として整備)</li> <li>◎豊岡聴覚と出石特別の統合を検討 (但馬地域の聴覚障害教育の拠点校として機能強化)</li> <li>・短期的な見直しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流</li> </ul>
知的	22校	地域により増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次計画、二次計画により整備推進</li> <li>・三次計画推計では、阪神、神戸地域で大幅増加、淡路地域は減少</li> <li>・特別教室の転用や仮設校舎整備等で普通教室を確保 教育活動に制限が生じている学校もある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭隘化が著しい阪神地域での整備推進 在籍者数増加に伴う普通教室の不足等学校狭隘化への対応や教育環境の改善</li> <li>・狭隘化が進む東播磨地域での整備検討</li> <li>・地域の実情等を踏まえた対応や検討 障害児入所施設の再編による、在籍者数の増減等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎むこがわ特別の整備（再掲）（芦屋特別の狭隘化解消）</li> <li>◎阪神北地域新設の整備（こやの里特別の狭隘化解消）</li> <li>◎いなみ野及び東はりまの対応の検討 (地元市町と連携し、統廃合校の施設活用等を含め整備手法を検討)</li> <li>◎出石特別と豊岡聴覚の統合を検討（再掲） (小～高等部までの知的障害教育の一貫した支援体制の充実 等)</li> <li>・障害児入所施設隣接校の対応 (在籍者数の増減ある学校は、今後の動向を注視し対応を検討)</li> <li>・高等特別と上野ヶ原の効果的な施設活用の検討 (同一敷地内にあり、施設共用等教育充実のため効果的な活用方法を検討)</li> </ul>
肢体	4校 (知肢併置)	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重複障害等、多様な教育的ニーズに対応 肢体不自由と知的の重複障害児童生徒が教育的ニーズにより、居住地近隣の知的障害特別支援学校に在籍する例あり。</li> <li>・広域な通学区域 寄宿舎設置 (小中高：和田山、高：播磨)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接医療機関の移転により、医療との連携が困難</li> <li>・のじぎく特別わかあゆ分教室はH26～在籍者0 今後も見込みなし</li> <li>・校舎及び寄宿舎の老朽化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○播磨特別職業科を総合ビジネス科に学科改編（R4～）済</li> <li>・理学療法士、作業療法士等、専門家との連携を強化（外部人材の活用）</li> <li>・知的障害特別支援学校在籍児童生徒も含め、高度な医療的ケアの対応</li> <li>・のじぎく特別わかあゆ分教室の閉室を検討 対象児童生徒は、のじぎく特別本校あるいは近隣校で就学受入れ</li> <li>・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、地域の実情等も踏まえ、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討</li> </ul>
病弱	1校 (院内2)	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院専門治療施設として、県内外からの入院患者へ教育を提供</li> <li>・本校病弱部門単一障害児童生徒減少傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立リハビリテーション中央病院及び県立ひょうごこころの医療センターに入院する、不登校、ひきこもり、睡眠障害等、思春期の心の問題に関するニーズのある児童生徒が増加傾向、教職員の専門性確保</li> <li>・医療機関との連携等による専門性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○のじぎく特別に病弱部門（県立リハビリテーション中央病院内）の設置を検討 (施設近隣校に病弱部門を設置することにより、専門性のある教職員を確保)</li> <li>・上野ヶ原と高等特別との効果的な施設活用の検討（再掲）</li> </ul>